

平成30年度(2018)

研究紀要

第二十輯

社会的包摂と共生社会の実現

子ども虐待防止のための支援活動

— 社会的包摂と共生社会の実現をめざして —

高齢者の貧困への支援

— 社会的孤立問題を中心に —

刑の執行を終えて出所した人々の生活支援

— 地方公共団体と地域社会の挑戦 —

LGBT/性的マイノリティと学校教育

～誰ひとり取り残さない教育のありようについて～

公益財団法人 兵庫県人権啓発協会

Bulletin of
The Researches

刑の執行を終えて出所した人々の生活支援 —地方公共団体と地域社会の挑戦—

前田 忠弘

はじめに	50
第1章 罪を犯した人々と刑事制度	50
第1節 検察庁における起訴猶予	
第2節 裁判所における執行猶予	
第3節 矯正施設からの釈放	
第2章 再犯防止と司法福祉	53
第1節 再犯防止政策の展開	
第2節 様々な司法福祉の考え方	
第3節 再犯防止とインクルージョン	
第3章 再犯防止における地方公共団体の役割	61
第1節 刑事制度に表出した高齢者・障がい者の実際	
第2節 刑事制度を離れた人々への生活支援	
第3節 地域住民や支援者の不安解消	
おわりに	66

はじめに

2016年「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、再犯防止推進法）が制定され、2017年「再犯防止推進計画」が閣議決定された。再犯防止推進法では、犯罪や非行を行った者を地域社会において支援するという発想が示されており、再犯防止に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務が地方公共団体に課されている。再犯防止推進法8条は「都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」と規定し、2018年12月、全国に先駆けた取組みとして「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例」が可決されたが、従来、再犯防止対策については、主に刑事司法・矯正保護機関によって取組まれてきたために、再犯防止施策の具体化・実施は地方公共団体において決して容易な責務ではないように思われる。

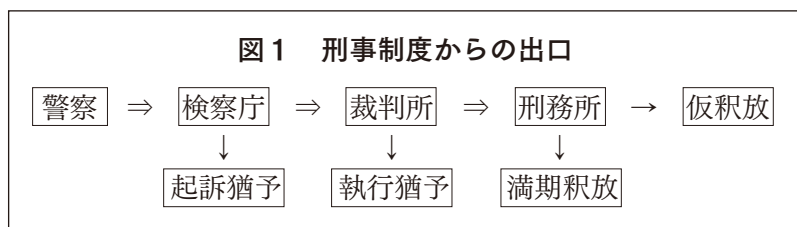
犯罪対策については、近年、国家レベルでは犯罪対策閣僚会議の政策提言が重ねられ、地方公共団体レベルでは「生活安全条例」や「犯罪被害者等支援条例」が制定されてきた。また、2008年に施行された更生保護法1条は「犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助ける」と規定した。さらに、刑の執行を終えて出所した人、起訴猶予、執行猶予を受けて刑事制度を離脱した人に対する福祉的支援に学術的、政策的関心が集まり、地方公共団体をハブとした「更生保護ネットワーク」＝多機関連携に、再犯防止への期待が寄せられている。

再犯防止は、被害者・加害者のみならず、すべての国民に安心・安全な社会で生活することを保障する重要な課題である。それは、刑事司法・矯正保護機関のみならず、行政、福祉、医療、教育に関わる人の支援、地域住民の理解と協力なしでは達成困難である。そこで本稿は、(1) 罪を犯した人々が刑事制度から離脱し、地域社会に帰還する法制度、(2) 再犯防止政策と司法福祉学の展開、(3) 再犯防止における地方公共団体の役割、を概観することにより、刑の執行を終えるなど刑事制度から離脱した人々に対して、福祉、医療、教育と連携した生活支援を行うなど、社会的包摂と共生を目指した取組みが重要であることを明らかにしたい。

第1章 罪を犯した人々と刑事制度

第1節 検察庁における起訴猶予

刑務所に入るのは誰か。刑務所に至るまでに刑事制度の各段階には「刑事制度からの出口・地域社会への入口」がある（図1）。被害者の届出、目撃者の通報、警察官の現認等により、警察の捜査が開始され、微罪処分（犯罪捜査規範198条）、交通反則通告制度（道路交通法125条以下）に該当する場合を除き、事件は検察官に送致される。



検察官は、送致された事件につき起訴するかしないか決定する。刑事訴訟法 248 条は「犯人の性格、年齢及び環境、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる」とし、検察官が事件の処理を終了できることを規定する。起訴猶予制度には、法益侵害がきわめて軽微で、処罰の必要性が存しない場合に、裁判の負担を緩和し、短期自由刑¹の弊害を回避するという刑事政策的意義がある。2016 年における検察庁終局処理人員 112 万 4506 人のうち、起訴猶予は 63 万 5593 人であった。

起訴猶予処分を受けた者に対しては、本人の申出により、帰住先の斡旋や金品の供与、6 月を限度とする更生保護施設等への入所が認められる（更生保護法 85 条 1 項 5 号）。また、起訴猶予による更生緊急保護が見込まれる勾留中の被疑者につき、検察庁の依頼を受けた保護観察所があらかじめ釈放後の住居の確保や福祉サービスの受給等に向けた調査・調整等を行う「更生緊急保護事前調整モデル」が 2013 年から実施され、さらに、社会福祉士が起訴猶予・執行猶予で釈放見込みの被疑者・被告人の福祉の支援に関する助言・調整を検察官に行う「刑事政策推進室」等の部署が地方検察庁に設置された。このような被疑者・被告人に対する福祉の支援は「入口支援」と呼ばれ、2010 年代半ばから活発化している。

第 2 節 裁判所における執行猶予

刑の全部執行猶予とは刑の言渡しを受けた者の刑の全部の執行を一定期間猶予する制度である（刑法 25 条 1 項）。執行猶予が取消されることなく期間を満了した場合、刑の言渡しにともなう法的効果が将来に向かって消滅し、期間中に受けていた資格制限もなくなり、前科は残らない。執行猶予制度は、短期自由刑の弊害を回避するのみならず、保護観察付執行猶予という処遇方法と結びつくことも期待されている。しかし、2016 年における全部執行猶予の言渡し人員 33975 人、そのうち保護観察の付かない単純執行猶予が 30952 人、保護観察付執行猶予は 3023 人であり、裁判所の運用は消極的である。全部執行猶予は刑法 26 条の定める「必要的取消し」事由が認められる場合には必ず、刑法 26 条の 2 が定める「裁量的取消し」が認められる場合には裁量的に取消される。全部執行猶予の取消人員（取消率）

1 一般に、刑事施設収容の期間が 6 ヶ月以下の自由を剥奪する刑罰のことで、この期間は、他の受刑者から好ましくない影響を受けるには十分であるが、更生にとっては不十分な期間といわれている。

4346人（12.8%）のうち、単純執行猶予中の再犯（猶予期間中に禁固以上の刑に処せられ、執行猶予の言渡しがなかった場合）3399人、保護観察中の再犯695人、余罪161人、遵守事項違反73人、その他（猶予期間中に罰金に処せられた場合）18人であった。

2013年、「刑の一部執行猶予」制度（刑法27条の2）が導入された。この制度は、3年以下の懲役または禁錮を言渡す場合に、その刑の一部の執行を1年以上5年以下の期間猶予し、保護観察に付するもので、再犯率の高い薬物犯罪者を射程に、社会内処遇を確保し、再犯の防止を目的とする。2016年において一部執行猶予付判決が確定した人員は855人、一部執行猶予を取消された者は1人であった。

被疑者・被告人に対する「入口支援」は、検察官のみならず、弁護士や福祉専門職においても罪を犯した人々の適正手続き保障と権利擁護の観点から実践されている。弁護士と連携した福祉専門職がアセスメントにもとづいて、被疑者・被告人に有効と考えられる社会福祉や医療などのサービス利用計画を「更生支援計画書」として作成し、これを検察官や裁判所に提示することで、刑事制度から適切な福祉的支援への離脱を図っている。²

第3節 矯正施設からの釈放

矯正施設から地域社会への出口としては、仮釈放と満期釈放がある。仮釈放は、「改悛の状」があり、自由刑または保護処分³の執行のため矯正施設に収容されている者を期間満了前に釈放し、期間中、保護観察に付することにより、円滑な社会復帰の促進を目的とする。具体的には、①悔悟の情、②更生の意欲、③再犯のおそれがないこと、④社会感情の是認の4つの規準を総合的に判断し、保護観察に付することが改善更生のために相当と認められる場合に許される。懲役または禁錮受刑者に対する仮釈放（刑法28条）、拘留受刑者および労務場被留置者に対する仮出場（刑法30条）、少年院および婦人補導院からの仮退院を含めて仮釈放という語が用いられる。

保護観察は、犯罪者または非行少年が、地域社会において自律的な生活を営みながら更生するために、一定の遵守事項を示して、指導監督、補導援護を行うことである。

保護観察は対象者の居住地を管轄する保護観察所が行い、実際の処遇は保護観察官と保護司によって行われている（更生保護法60条、61条）。保護観察官は更生保護に関する専門知識にもとづき職務を行う法務事務官であり、保護司は非常勤の国家公務員という身分を有する、無報酬の民間ボランティアである。

国家による司法的干渉が終了した者、すなわち刑期を満了した満期釈放者に対しては、国

2 水藤昌彦「社会福祉におけるとりくみと専門職の役割」藤原正範・古川隆司編『司法福祉〔第2版〕』186頁（法律文化社 2017年）。

3 非行少年の健全育成を目的とした、家庭裁判所が決定する少年法上の処分として、①保護観察、②児童自立支援施設または児童養護施設送致、③少年院送致がある。

は指導や監督を強制的に行う権限を有さない。親族や福祉・医療の支援が得られない満期釈放者等の刑の執行を終えた人々に対しては、本人の申出により、更生緊急保護が保護観察所において実施される。宿泊をとまなう保護については民間の更生保護施設に委託して、食事の提供、就職援助、生活指導等が行われる。2017年において全国に103施設、収容定員の総計は2369人である。

また、高齢や障がいにより福祉的支援を必要とする矯正施設退所予定者および退所者等に対し、矯正施設、保護観察所等が連携・協働して、一貫した相談支援を実施することにより、社会復帰および地域生活への定着を支援し、再犯防止に資することを目的として、各都道府県に地域定着支援センターが設置された。センターの実施主体は都道府県であるが、ほとんどが社会福祉法人、社会福祉士会、NPO等民間団体に委託され、事業内容は、①矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務、②矯正施設退所者の福祉施設等への定着支援を行うフォローアップ業務、③矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務、④地域ネットワークの構築と連携促進業務、⑤住民理解を得るための情報発信業務である。⁴

第2章 再犯防止と司法福祉

第1節 再犯防止政策の展開

1 再犯防止政策前史～生活安全条例の制定～

再犯防止政策前史ともいえる生活安全条例の全国的拡大は、「体感治安」の悪化によって正当化された。体感治安とは、犯罪報道、不審者情報、身近で発生した犯罪により発生する「不安」のことで、森田ゆりは不安の危険性をつぎのようにのべている。すなわち、

- ①不安は伝染する。マスコミの過剰報道もあって、特異な事件の恐ろしさばかりが強調され、不安は広がる。
- ②不安に圧倒されると、人は思考停止になる。不安に駆られると理性的な判断ができなくなり、強い力に期待する。
- ③不安は金になる。GPS搭載のキッズ携帯電話、防犯カメラの設置、警備員の配置などがその例である。
- ④不安は煽られる。何よりも治安・防犯が優先され、プライバシー保護などの人権尊重の考え方が後回しになる。
- ⑤不安は支配の道具に使われる。公安警察が刑事警察に優先する日本の警察制度において、

4 原田和明「支援・処遇の機関・団体と専門職」藤原・古川前掲書156頁。

とりわけ重要である。⁵

生活安全条例は、都市化、国際化の進展など社会の急激な変化による、地域住民の生活の安全に対する不安感の増大を背景として、全国的に制定され、⁶警察中心の「防犯活動」から、警察が行政や地域社会と連携して、犯罪・事故・災害を未然に防止する「地域安全活動」、すなわち「安心・安全な」まちづくりが全国的に展開されることとなった。⁷

2002年に制定された大阪府「安全なまちづくり条例」では、犯罪を防止し、安全なまちづくりを推進するために、警察と自治体、地域住民・組織の連携が不可欠であるとし、犯罪発生状況などの情報提供や地域住民の自主的なパトロール活動への同行など支援体制を整備するとされた。また、2004年に奈良市内で発生した小学生殺害事件をきっかけとして、全国的に、保護者、地域住民、学校関係者と警察が連携した通学時のパトロールが行われるようになり、2005年には奈良県「子どもを犯罪の被害から守る条例」が制定された。

しかしながら、地域安全活動や不審者情報は万能ではない。それは、障がい者、ホームレス、酩酊者、外国人に「不審者」の烙印を押すおそれもある。とりわけ、いまだ共生社会とはいえないわが地域社会において、「警察発」の不審者情報や地域安全活動、安心・安全なまちづくりは、少数者の排除、地域住民相互の信頼関係や安心感の喪失につながる危惧があることは否めない。

2 再犯防止政策の整備

2002年をピークに刑法犯認知件数が急増する中、2003年、犯罪対策閣僚会議は「犯罪に強い社会の実現のための行動計画～『世界一安全な国、日本』の復活を目指して」を策定し、「平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止」を挙げ、地域連帯の再生と安心・安全なまちづくりを重点課題とした。2005年の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」では、「世界一安全な国、日本」の復活を図るための強力な治安対策を推進するとし、PFI⁸、民間委託等の拡充、児童生徒等の安全を守るための官民連携による地域防犯活動の促進、再犯の防止や官民連携による安全・安心なまちづくりの推進を図るとされた。「再犯防止」、「官民連携」、「まちづくり」が関連付けられて登場したという意味では、ここに現在の再犯防止政策の起源を求めることができる。

2007年版犯罪白書は「再犯者の実態と対策」を特集し、犯罪を行って有罪判決を受けた者の約30%は再び犯罪を行って有罪判決を受けた者であり、有効な再犯防止対策を樹立す

5 森田ゆり『子どもが出会う犯罪と暴力 防犯対策の幻想』30～35頁(生活人新書 2006年)。

6 梶山雅之「『生活安全条例』の制定と地域安全活動の効果的推進」警察学論集49巻8号64頁以下(1996年)。

7 拙稿「わが国における非行少年の地域社会への再統合の課題」齊藤豊治先生古稀祝賀論文集『刑事法理論の探求と発見』619頁(成文堂 2012年)。

8 公共施設等の建設、維持管理・運営等を民間の資金やノウハウを活用して行う「Private Finance Initiative」手法によって、播磨社会復帰促進センター等4か所で運営が行われ、また加古川刑務所等においては被収容者に対する給食業務の民間委託が行われている。

ることで、犯罪情勢は大幅に改善されるとした。さらに、犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」では、リスト（Franz Eduard von Liszt）の「社会政策こそ最善の刑事政策」を挙げ、「治安関係機関による取締りだけでなく、犯罪が発生する原因及び社会的背景を踏まえて、犯罪を起こさせないためのより広範な政策を総合的かつ持続的に講じていく」⁹とし、「刑務所出所者等の再犯防止」につき、具体的施策として、①矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化、②刑務所出所者等の定住、確実な身元引受け等の推進、③福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域定着支援の実施、④刑務所出所者等の就労先の確保、⑤入所中から出所後までの一貫した就労支援の実施、⑥自立更生のための各種施策の推進、⑦刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進するための枠組みの設置、⑧保護観察における処遇の充実強化、⑨再犯を防止するために効果的な新たな施策の検討、⑩効果的な出所者情報の共有、を明示した。

これ以降、高齢や障がいのある刑務所出所者等への福祉との連携に関心が集まり、犯罪者の社会的排除から社会的包摂への転換点ともいわれた。

2012年、犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」は、重点施策として、少年・若年者および初入者（受刑のために刑事施設に入所するのが初めての者）、高齢者または障がい者、女性、薬物依存者、性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクの高い者の個々の特性に応じた効果的な処遇を強化するとともに、刑務所等での処遇と社会内での処遇との有機的連携を確保するとした。また、刑務所出所者等が健全な社会の一員として責任を果たすためには、社会における「居場所」と「出番」を作ること、広く国民に理解され、支えられることが必要であると、さらに、刑務所等出所後2年以内の再入率を2021年までに20%以上減少させる数値目標を掲げた。

2013年に閣議決定された『『世界一安全な日本』総合戦略』では、「犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進」のため、少年非行対策、高齢または障がいにより福祉の支援が必要な者に対する取組み、行き場のない刑務所出所者等の住居の確保や就労支援の推進が掲げられた。

2014年に犯罪対策閣僚会議が決定した「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会～」は、「犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らせる『世界一安全な国、日本』を実現するためには、ひとたび犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会環境を構築することが不可欠である」¹⁰とするも、社会環境の変化によって、保護司、篤志面接委員、協力雇用主、更生保護法人、更生保護女性会、BBS会（Big Brothers and Sisters）、少年警察ボランティア等

9 犯罪対策閣僚会議「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」2頁（2008年）。

10 犯罪対策閣僚会議『宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会～』1頁（2014年）。

の活動を支えてきた社会的土壌は危機に瀕しているとし、「再犯防止を支える我が国の良き社会的土壌を将来にわたって持続可能なものとするためには、こうした活動の輪を更に広げ、社会全体から理解され、国民一人一人の立場に応じた協力を得るための取組を進める必要がある」¹¹とした。そして、協力雇用主を現在の3倍の1500社に増加させ、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者を現在の6400人から3割以上減少させる数値目標を掲げ、政府は「地方公共団体に対し、団体における独自の活動として進められている犯罪や非行をした者に対する就労・住居支援を始めとする再犯防止に向けた取組や、一部の都道府県警察において進められている非行少年の居場所づくりを通じた立ち直り支援、少年補導等非行少年を生まない社会づくりに向けた新たな取組を参考に、各地方において、犯罪や非行をした者の雇用、支援体制の構築、国の活動と連携した広報・啓発体制の強化に取り組むとともに、再犯防止のために地域で活動する民間協力者に対する支援を充実してもらえるよう働き掛ける」¹²とした。

3 再犯防止推進法・推進計画の内容

2016年、再犯防止推進法が制定された。再犯防止推進法は「犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰することが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすること」（3条）を基本理念として、政府に「再犯防止推進計画」の策定を義務付け（7条1項）、そこに定める事項として、①再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項、②再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項、③犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項、④矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項、⑤その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項を規定した（7条2項）。

再犯防止推進計画は、「5つの基本方針」として、①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること、②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること、③再犯の防止等に関する施策は、犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責

11 前掲3頁。

12 前掲8頁。

任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと、④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢に応じた効果的なものとする事、⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと、を設定する。しかし、基本方針が、刑の執行を終えて出所した人々のみならず、被疑者・被告人に対しても再犯防止の取組みを行うことについては、無罪推定等の刑事法の基本原則と抵触する危惧があり、また、刑の執行を終えた人々の社会復帰に向けた努力が強調される一方で、彼らの受入れを妨げる地域社会の側の課題を克服する視点は弱い。¹³

再犯防止推進法第2章が規定する基本的施策に基づいて、再犯防止推進計画は、「7つの重点課題」を掲げた。すなわち、①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、③学校等と連携した就学支援、④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導、⑤民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進、⑥地方公共団体との連携強化、⑦関係機関の人的・物的体制の整備、である。

とりわけ地方公共団体との連携強化のための取組みについては、「地方公共団体には、犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどの課題」を指摘し、①法務省は全ての地方公共団体に再犯の防止等を担当する部署を明確にするよう働きかける、②法務省は地域における犯罪をした者等の実情や支援の担い手となりうる機関・団体の実態把握のために地方公共団体を支援する、③法務省は警察庁、文部科学省、厚生労働省等の協力を得て、地方公共団体が地方再犯防止推進計画や再犯防止条例を制定・実施することを支援する、としている。

第2節 様々な司法福祉の考え方

「司法と福祉の連携」という考え方は、山口幸男の司法福祉論に起源を有する。山口は、「国民の司法活用の権利を実質化し、司法を通じて一定の社会問題の個別的・実体的緩和—解決を追求する政策とその具体的業務」を司法福祉と定義し、「終局的には司法が責任を負うもの、したがって規範的解決と離れて存在するものでないこと、したがって実体的解決・緩和も司

13 土井政和『『刑事司法と福祉の連携』の権利論的構成』刑事立法研究会編『『司法と福祉の連携』の展開と課題』6-7頁（現代人文社 2018年）。

法過程そのものにおいて展開されるものであるという点で、一般社会福祉業務との間に明確な相違がある」¹⁴とし、このような司法福祉業務につき、「実務的には裁判所・弁護士会・法務省・厚生省・警察庁・各自治体等々の業務に分散されて展開されているが、重要なことはそれらの業務が当該問題の解決に関する限り最終的に責任を負う立場にある裁判所を核として、法の精神に添った『問題解決』に向けて統一された分業・協業として展開されることである」¹⁵とした。山口が念頭に置いた少年司法や家庭裁判所調査官の業務から、現在の活動領域の拡大に対応するため、司法福祉の考え方の修正が求められている。加藤幸雄は、「司法福祉とは、司法による決定が有効と思われる課題について、心理、教育、社会福祉などの知見や方法を活用して、当事者の権利擁護に寄与する実体的な問題解決・緩和を行うための諸施策、諸活動を総称する」¹⁶とし、司法福祉の活動領域について、①法的決着により問題解決を行うものの、実体的問題解決を必要とする領域（少年司法、家事審判・調停、刑事司法における犯罪心理・社会鑑定）、②法的決定に基づいて教育的、福祉的処遇が行われる領域（矯正・更生保護、刑の執行猶予・仮釈放、矯正施設内外の福祉事業）、③実体的問題解決を行う際に、法的決着が課題となる領域（児童虐待、高齢者・障がい者虐待、DV、成年後見、被害者支援）に整理した。¹⁷

山口幸男を起源とする「司法福祉論」に加えて、「再犯防止」が政策課題に挙げられるにともなって、「検察庁の司法福祉」、「弁護士会の司法福祉」、「社会福祉士会の司法福祉」など様々な「司法福祉」の考え方が登場している。

検察庁が唱える司法福祉の考え方は、被疑者に対する福祉的支援に加えて、被害者支援を中心に据えることにある。すなわち、「犯罪被害者の支援や保護に向けた取組みの充実なくして、被疑者・被告人の更生保護による再犯防止への理解は到底得られない。犯罪被害者は、真相を知り、再被害を防止してほしいと望んでいる。再犯によって、新たな被害者を生み、その被害者や家族の方々が大きなダメージを被ることがあってはならない。したがって、検察としては、犯罪被害者の心情に寄り添い、再被害を防止し、市民が安全に安心して暮らせる地域社会を目指すとの視点を持って、再犯防止の取組みを進めていくことが重要である」¹⁸と。

弁護士会では、矯正施設に収容するのではなく、地域社会において高齢や障がい特性に応じた生活支援を行う方が、はるかに効果的であるとの考え方にに基づき、罪に問われた高齢者や障がい者の適正手続き保障と権利擁護の観点から活動が行われている。¹⁹

14 山口幸男『司法福祉論・増補版』17頁（ミネルヴァ書房 2005年）。

15 前掲17頁。

16 加藤幸雄「司法福祉とは」日本司法福祉学会編『司法福祉』9頁（生活書院 2012年）。

17 前掲14頁。

18 中村葉子「検察における起訴猶予者等に対する再犯防止の取組みについて—一京都地方検察庁における取組を中心に—」犯罪と非行180号53-54頁（2015年）。

19 辻川圭乃「弁護士会による罪に問われた障がいのある人の『入口』支援の現状と課題」早稲田大学社会安全政策研究所紀要7号238-239頁（2015年）。

社会福祉士会では、被疑者・被告人段階での安定した支援活動を継続し、拡大するためには、釈放後の住居や支援体制の確保において、自治体の積極的な関与が重要であるとし、各種の福祉制度・事業を利用するための条件整備に加え、「自治体担当者にカンファレンスへの出席や接見への同行をしてもらうなどして、自治体が中心的な支援者として役割を果たせるような支援チーム作りを意識することが求められる」²⁰とした。

以上のように、司法と福祉が結びつく刑事制度の段階や各機関の任務によって、連携に関する考え方には差異がみられる。また、更生保護法1条が「再犯防止」を目的として規定することについても、再犯防止と改善更生という特別予防目的と社会の保護という一般予防目的は車の両輪のごとく機能するとして積極的に評価する考え方²¹に対して、再犯防止を目的とした福祉との連携は、福祉的支援を受けることを事実上強制し、柔らかな保安処分ともいふべき運用をもたらす危惧があるとして慎重に評価する考え方²²がある。要するに、再犯防止を目的とした指導や取組みを福祉的支援の内容に含めることの是非が問題となる。再犯防止教育の必要性を説く見解²³も有力に主張されているが、福祉的支援が本人の自由意思を前提としている以上、刑事司法が福祉へ介入できる範囲は限定され、福祉的支援の内容に再犯防止教育という刑事政策的視点を注入することには慎重でなければならない。社会防衛か自立援助か、再犯防止か人間的成長か、法的決着か実体的問題解決かなど、司法と福祉との間にある隔たりを埋めるためには、実務的、理論的に長い道のりが必要であろう。

第3節 再犯防止とインクルージョン

2006年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」13条1項は「締約国は、障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む）において直接及び間接の参加者（証人を含む）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する」とし、同条2項は「締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む）に対する適当な研修を促進する」と規定する。また、14条1項(b)は「不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由の剥奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在によって正当化されないこと」を締約国は確認するとしている。

20 日本社会福祉士会『司法分野における社会福祉士の関与のあり方に関する連携スキーム検討事業報告書』22頁（2015年）。

21 藤本哲也「犯罪者処遇における更生保護の役割」更生保護学研究創刊号21頁（2012年）。

22 土井前掲論文4頁。

23 太田達也「刑事政策と福祉政策の交錯—<司法の福祉化>と<福祉の司法化>—」罪と罰50巻3号69頁（2013年）。

このような国連の取組みの根底にある「ノーマライゼーション (Normalization)」は、健常者に近づかなければ生活を送ることも、学ぶこともできないというのではなく、障がいをもったまま社会の中での生活を保障しようとする考え方で、それは、スウェーデン少年法制の一翼を担う2001年新「社会サービス法」で具体化されている。すなわち、社会サービスは「民主主義と連帯の基盤の上に、人々の経済的および社会的安全、生活条件の平等、社会生活への積極的な参加を促進し」(1条1項)、「自分自身の状況だけではなく、自分以外の社会的状況にも人間としての責任を負うという考え方に立って、自分自身および自分自身の所属する集団の保有する資源を活用し、充実させることを目的とし」(1条2項)、「自己決定の権利および人間としての尊厳を考慮して」(1条3項)、運営される。²⁴

ノーマライゼーションは、障がい者のみならず、あらゆるマイノリティがその存在をマジョリティから脅かされることがないように、広範な取組みを要求するインクルージョン (Inclusion) へと発展していった。曾和信一によれば、(1) インクルージョンは、社会的排除が社会の安定を損なうという認識の下、排除されてきた人々が多面的な価値観をもった民主主義社会を構成する一員であるという認識の共有を目指す、(2) インクルージョンの対象は、社会的に孤立し、居場所を喪失し、社会の底辺に組み込まれた人々を含む、(3) インクルージョンは、就労の場の確保など社会政策全般に及び、予防的措置に重点が置かれている。²⁵ それは、差異を認め、実質的に権利を保障し、または保障のための配慮を行い、共生社会に包摂する考え方と取組みということになるだろうか。²⁶ とすれば、刑の執行を終えて出所した人々もここに含まれることになる。

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」以降、一連の再犯防止政策では、矯正施設出所後の生活基盤として、「住居の確保＝居場所」、「就労先の確保＝出番」の重要性が指摘されていた。2017年度において、刑務所出所時に帰住先がない者は3890人(17.7%)で、2013年度の24.0%から減少し、矯正施設からハローワークに対して支援依頼がなされた者4539人、そのうち就職した者1029人で、2013年度と比較して対象者・就職者ともに増加している²⁷。しかし、これらの数値は、なお、出所者等が住居や就労先を確保することの困難さを表している。²⁸

24 二文字理明・木村恵巳「新『社会サービス法』の翻訳と解題—ノーマライゼーション思想のスウェーデンにおける新たな展開—」発達人間学論叢8号123頁(2005年)。

25 曾和信一『ノーマライゼーションと社会的・教育的インクルージョン』203-209頁(阿咩社 2010年)。

26 拙稿「刑事司法・刑事政策における福祉的支援」浅田和茂先生古稀祝賀論文集659頁(成文堂 2016年)。

27 法務省『平成30年版再犯防止推進白書』132-133頁。

28 我藤諭「出所者支援の不安を語る前に」掛川直之編『不安解消! 出所者支援—わたしたちができること』26頁(旬報社 2018年)。

第3章 再犯防止における地方公共団体の役割

第1節 刑事制度に表出した高齢者・障がい者の実際

再犯防止政策の焦点は65歳以上の高齢犯罪者である。平成29年版犯罪白書によれば、2016年における65歳以上の刑法犯検挙人員は4万6977人で、年齢層別では最も多く、高止まり状況にあるが、同一年齢層10万人当たりの刑法犯検挙人員は135.8人で、他の年齢層と比較して最も低い。年齢層別の刑法犯の起訴猶予率は65歳以上が62.0%で最も高いが、入所受刑者総数に占める高齢者の比率は12.2%で上昇傾向を継続している。高齢者の入所受刑者人員は2498人、そのうち再入者の割合は70.2%で、入所受刑者全体の59.5%よりも高い。高齢者の仮釈放率は40.3%で、全体の仮釈放率57.9%よりも低い。このような刑事司法制度の各段階に表出する高齢者について、安田恵美は、「孤立、経済的困窮、コミュニケーション能力の低さなど様々な『生きづらさ』を抱えた存在」として、「検察官や裁判官は、高齢犯罪者の『社会的排除状態』を『再犯の危険性を高める要素』として重視」しているとする。²⁹

また、全国の刑事施設77庁を対象として実施された処遇概況等調査によれば、2012年末の知的障がい受刑者人員1274人のうち、知的障がいを有する者774人、知的障がいの疑いのある者500人、調査対象施設の受刑者総数のうち、療育手帳所持者は351人、知的障がい受刑者に対する比率は27.6%であった。³⁰

これら高齢または障がいを有し、適切な帰住先がない受刑者等に対しては、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉的支援を受けることができる取組みとして、2009年から矯正施設および保護観察所が連携して生活環境の調整を行う「特別調整」が実施されている。2016年における特別調整の終結人員は704人、その内訳は、高齢377人、身体障がい103人、知的障がい234人、精神障がい207人、特別調整の結果、福祉施設等につながった人員は468人、その内訳は、社会福祉施設279人、医療機関44人、民間住宅・公営住宅97人、その他48人であった。³¹

2015年における高齢受刑者の「休養患者」は2233人、休養患者総数に占める高齢者の比率は20.5%、高齢受刑者の死亡者は135人、死亡受刑者総数に占める高齢者の比率は57.2%であった。³² 刑事施設における医療は傷病の治療にととどまらず、健康の増進という点で受刑者の社会復帰にとっても不可欠である。高齢または障がいを有する受刑者に対して

29 安田恵美『高齢犯罪者の権利保障と社会復帰』162頁（法律文化社 2017年）。

30 法務総合研究所『知的障害を有する犯罪者の実態と処遇』研究部報告52号6-10頁（2012年）。

31 法務総合研究所『平成29年版犯罪白書』298-299頁（2017年）。

32 法務総合研究所『高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究』研究部報告56号31-32頁（2017年）。

は、「生活能力（金銭管理や会話スキル、対人スキル等）の習得、動作能力や体力、健康管理の維持・向上といった、日常生活を送る上で必要となる基本的な内容に関する指導のほか、更生保護や社会福祉に対する理解を深めさせるための指導、再犯防止や出所後の生活設計に関する指導」³³ など社会復帰支援指導プログラムが、地方公共団体、福祉関係機関等職員や民間の専門家と連携して、2017年度から全国的に実施されている。

高齢受刑者には多数の認知症傾向のある者も含まれている。法務省矯正局が行った「認知症傾向のある受刑者の概数調査」によれば、2014年末の時点で60歳以上の受刑者から無作為に抽出した451人のうち、調査可能であった429人に改訂長谷川式簡易知能評価スケール（HDS-R）を実施し、65歳以上の51人（16.7%）に認知症的傾向が認められ、この割合で計算すると、2015年6月時点における65歳以上の受刑者6280人のうちおよそ1100人が認知症傾向のある受刑者と推定された。³⁴

認知症のケアの基本は、「『いつでも、どこでも、その人らしく』暮らせるように支援し、本人の言動を本人の立場で考えてみること」³⁵ であるとされている。とすれば、とりわけ認知症の高齢受刑者には、人間らしい処遇を実現する体制を整備し、釈放後の生活再建のための援助を促進することが刑事施設に求められている。そこでは、特別調整に対する同意の獲得が困難な受刑者への対応が課題となる。この点につき、「刑務所出所者における認知症者の実態についての検討委員会」は、福祉的支援の必要性と内容を刑務官と受刑者に周知することに加え、受刑者が福祉的支援を実感できるように出所前に福祉事業所の見学や体験利用の機会を設け、受入れ側も刑務所内ではなく実際場でアセスメントを行い、それが、受入れ側に安心感を与え、受入れの促進につながるとした。また、検討委員会は、円滑な福祉への移行とその後の定着のため、①行政が「ハブの役割」を担える体制の整備、②受入先にながための「一時的な帰宅先」の拡充、③出所後の福祉的支援を実施する責任の明確化、④出所後の高齢者の権利を擁護する担い手の確保を課題として指摘した。³⁶

2018年3月に公布された「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」は、①認知症の人の尊厳が保持され、その者の意思が尊重され、社会参加を促進し、安全に、かつ、安心して暮らし続けられるまちを目指すこと、②認知症の人とその家族のより良い生活を実現するために必要な支援を受けられるよう、まち全体で支えることを基本理念として、取組みを推進するとし（3条）、市、市民および事業者は、認知症の人が住み慣れた地域で最期まで安心して暮らし続けることができるよう、①地域の実情に応じた効果的な介護予防事業の推進に関すること、②認知症の人とその家族が、地域住民や支援を行う者と交流できる環境の整備に関すること、③認知症の人が社会での役割又は生きがいを持てるような社会参加の場

33 前掲130頁。

34 法務省矯正局「認知症傾向のある受刑者の概数調査（報告）」4頁（2016年）。

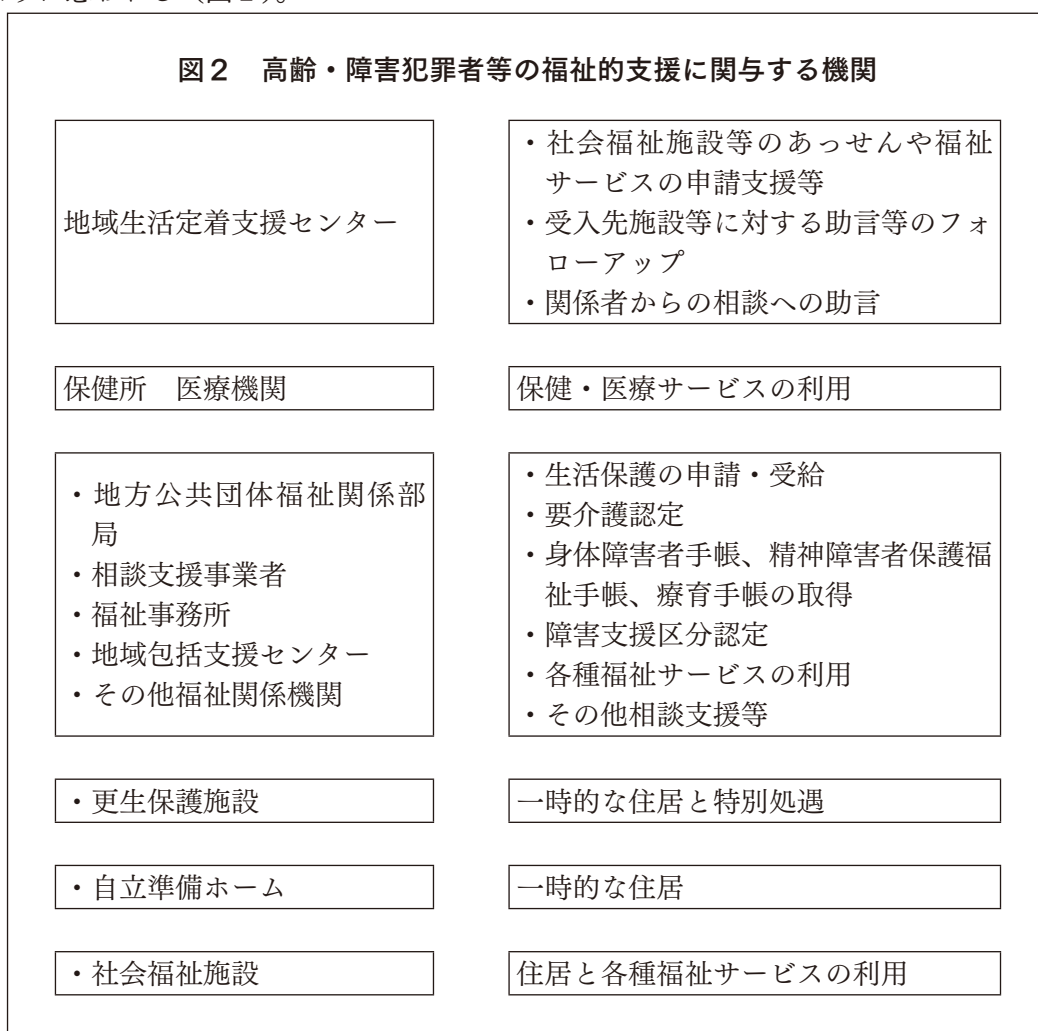
35 日本神経学会『認知症疾病治療ガイドライン2010』75頁。

36 南高愛隣会「刑務所出所者における認知症者の実態調査と課題の検討」報告書9－11頁（2016年）。

の提供に関すること、④地域包括支援センター単位での声かけ訓練の促進等意識の醸成に関すること、⑤認知症への理解を深める啓発及び行方不明者の早期発見のための情報通信技術を活用した取組等による地域での認知症の人の見守りの推進に関すること、⑥児童及び生徒に対する認知症の人を含む高齢者の人への理解を深める教育の推進に関すること、⑦認知症の人の判断能力に配慮した成年後見等の権利擁護の取組の推進に関することの施策を実施し、地域の力を豊かにしていくこととするとした（10条）。さらに12月には、認知症の人が起こした事故の被害者を救済する制度を盛り込んだ本条例の改正案が可決された。

第2節 刑事制度を離れた人々への生活支援

再犯防止政策は、かつての厳罰的対応ではなく、多機関協働のソフトな対応に変容しているように思われる（図2）。



（出典）犯罪白書平成29年版7-3-1-5図より作成

一方で、様々な社会的弱者を監視・排除したり、収集・蓄積された地域住民の情報が、「治安政策」的に利用される危惧は回避しなければならない。現在の社会福祉制度には再犯防止を目的として支援を強制する法的根拠は存しないが、支援を受けることが事実上拒否できない・しづらい状況が創出されるとすれば、社会福祉と刑事司法・刑事政策の連携は困難に直面するであろう。刑罰には期限があるが、福祉や医療は必要である限り、継続する可能性がある。福祉や医療と再犯防止が一体化すると、対象者はシームレスかつ無期限に再犯防止の圧力にさらされ続けることになる。³⁷ 治安政策的介入と福祉的支援との差異を明確に区別し、福祉的支援を蓄積・強化をすることが不可欠である。³⁸

刑事制度から離れて、地域社会に帰ってきた人々が、再び刑事制度に戻らない生活を築くためには、「居場所＝住居」と「出番＝仕事」の確保が必要とされている。しかし、この図式で再犯防止は可能であろうか。³⁹ 我藤論は、社会が求める「再犯防止」という視点を、出所者の「立ち直り」支援という視点に置き直すことを提言する。出所者に住居や仕事を提供するだけでは十分ではなく、出所者とその支援者が協働して、就労や余暇で出所者の「出番」がある社会的居場所と、安心できる人間的居場所をつくり上げていくことが重要である。⁴⁰

2018年12月、明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例（明石市再犯防止条例）が可決された。本条例は、①罪に問われた者等の円滑な社会復帰を促進して共生のまちづくりを推進すること、②市民が犯罪による被害を受けることなく、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とし（1条）、更生支援に関する施策は、①罪に問われた者等の多くが様々な生活のしづらさを抱える等の事情があるために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、地域社会において孤立することなく、市民等の理解と協力を得て、地域社会をともに構成する一員となることができるようにすること、②罪に問われた者等が、地域社会をともに構成する自立した個人として尊重されなければならないこと、支援等に当たっては本人の意思が尊重されるべきであることの認識の下、行われなければならないこと、③市、関係機関等および市民等が、それぞれの適切な役割分担を踏まえた相互の密接な連携等の下、罪に問われた者等が、地域で安定した生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を、早期に、総合的に、途切れることなく受けられるようにすべきことを基本理念として行わなければならないと規定する（3条）。そして本条例は「市、関係機関等及び市民等は、罪に問われた者等が地域社会において孤立することなく平穏な日常生活を継続することができるよう、日頃から配慮するよう努めるものとする」（14条1項）として更生支援の基盤に「共生」を置くとともに、市民の理解・協力の

37 大杉光子「『司法と福祉との連携』における弁護士の立ち位置 目的は、再犯防止ではなく、社会における生活再建である」季刊刑事弁護 85号 73頁（2016年）。

38 前野育三「中山先生の『治安刑法』研究」犯罪と刑罰 80頁（2012年）。

39 我藤前掲 26頁。

40 我藤前掲 30 - 31頁。

増進を必要な施策とした（20条1項）。

第3節 地域住民や支援者の不安解消

明石市では、「つなぐ」（関係機関等によるネットワーク構築）・「ささえる」（継続的支援のコーディネート）、「ひろげる」（市民への啓発活動）を3つの柱として、更生支援の取り組みを行っている。明石市更生支援ネットワーク会議は警察・検察・司法・矯正・保護の各機関、福祉・医療の専門団体、当事者団体のほか、地域社会の様々な団体（まちづくり協議会、PTA、商工会議所、商店街連合会等）によって構成されているが、ネットワークを構成する福祉や医療の現場、地域社会の団体や地域住民においては、従来、再犯防止や犯罪者処遇との関わりは希薄であったために、この分野における情報や理解は十分ではなく、起訴猶予、執行猶予、仮釈放・満期釈放等刑事制度から離脱され、地域社会の入口に帰還した者に対する不安や危惧が存在することは否定できない。すなわち、「支援体制の整備が進む一方で、出所者にかかわることへの福祉関係者および地域住民の不安やためらい、地域の受け皿や社会資源の不足等、多くの実践上の課題も見えてきている」⁴¹とされている。掛川直之は、当事者、支援者、地域住民の不安の原因には「わからなさ」や「心細さ」があり、不安を語る前に実態を「知る」ことが重要であるとする。⁴²すなわち、「あたかもモンスターかのような『出所者』という虚像が、何となくの不安やスティグマを強化し、刑務所を代表する矯正施設等から出所しているという一つの事実だけが焦点化されて、目の前にいるその人の姿を見えなくしてしまっている」と。⁴³刑事制度に表出した高齢者・障がい者の実際は第3章第1節で触れたとおりである。喜多見達人は、社会防衛的な観点での支援は本人の意思が反映されない強制的な支援につながるとし、「支援者としては、『特別視しない、特別扱いしない、特別な仕組み、施策に依存しない』という姿勢が必須」⁴⁴とする。

「明石市の更生支援の取り組み」では、神戸刑務所における地域連携モデル事業として、社会福祉法人による介護指導、明石市からの介護・認知症予防等教材の提供、社会福祉協議会による介護・認知症予防の研修、市内医療機関による介護認定のための診察と意見書作成などが行われている。このような取り組みは、福祉・医療関係者が罪を犯した高齢者と接し、理解する機会となり、また、刑事制度を離脱して、地域社会に帰還する高齢者・障がい者を、「元・犯罪者」としてではなく、一般社会福祉業務や医療の対象者として受入れることを推進し、それは、支援者など地域社会で受け入れる人々と当事者（加害者と被害者）の不安を解消す

41 「特集 罪を犯した人への福祉支援を考える―地域でいかに支えるか―」社会福祉研究 131号 21頁(2018年)。

42 掛川前掲書 4頁。

43 掛川「不動産業者のリスクを軽減させるものは何か」前掲書 128頁。

44 喜多見達人「雇用主の躊躇を取り除くものは何か―出所者を雇用するハードルを下げる」掛川前掲書 154頁。

ることに資するように思われる。⁴⁵

おわりに

不安の解消に加えて、受け皿として地域社会のあり方も重要である。この点につき、八田次郎は次のようにのべる。すなわち、「今、日本は他者に対して寛容ではなくなっているように感じます。それは、非行少年だけの問題ではない。たとえば、障害者、生活保護者、ホームレスなど、社会的弱者に対して、差別し、圧迫し、排除する。一昨年起こった『相模原殺傷事件』もそうした社会の風潮を反映しているのではないのでしょうか。そうした意味で、日本社会はどんどん利己的で冷淡になってきてしまっています」と。⁴⁶

オーストラリアの新しい刑事司法政策である Justice Reinvestment アプローチでは、人種や民族、障がい等による差別や不利益によって、少数者・社会的弱者が刑事制度に不均衡に表出している可能性が存するとし、刑事司法制度や犯罪者処遇制度の枠組みを超えて、保健・医療、労働、教育、住宅政策を担当する機関を含む政府全体での対応、政府以外の組織との連携・協働を、調査研究・政策立案・政策実施・評価改善において求めている。⁴⁷

わが国においても、社会福祉や医療制度の狭間に落込んだ人々が刑事制度に不均衡に表出され、刑事制度からの離脱後も、地域社会から排除されてきた人々であることを確認し、受け皿となる支援者や地域住民は、このような現状をまず「知る」、自分たちに何ができるかを「考える」、ともに生きる社会をみんなでつくるために「行動する」ことが求められている。⁴⁸

45 拙稿「福祉につなぐための刑事施設医療のあり方」矯正講座 37 号 224 頁（2018 年）。

46 八田次郎・五十嵐弘志・田丸雅智「座談会 非行少年を立ち直らせる社会を描く」世界 2018 年 11 月号 229 頁。

47 拙稿「オーストラリアにおける新しい刑事司法政策のアプローチ」刑事立法研究会前掲書 408 - 409 頁。

48 甲南大学では、プレミア・プロジェクトの一つとして、法学部刑事政策ゼミを中心とする学生たちが、近隣の保護司と協働して、大学祭の機会を利用した「更生保護プロジェクト IN 摂津祭」を開催し、地域住民に開かれた学習・広報活動を実施している。また、高校生を対象として模擬裁判を利用した法教育を県内の高等学校で実施している。

資料（甲南 ch.2018.10.18）

KONAN プレミア・プロジェクト「高大接続法教育」の活動の一環として、2018年9月27日、学生2名と教員が兵庫県立洲本高等学校を訪れ、高校2年生13名とともに模擬裁判を行いました。当日は、18歳の少年が犯した危険運転致死事件のシナリオを用いて、裁判官、検察官、弁護人、証人の役割を高校生と大学生が演じ、「大人として裁くべきか、子供として裁くべきか」を共に考えました。

模擬裁判の場で共に学んだ生徒さんからは、次のような感想が寄せられました。

「裁判長をさせていただきましたが、弁護側と検察側両方の意見をよく聞かなければならず、大変でした。また、その判決でひとりひとりの人生が決まると考えると、本当に重要な仕事なのだと思います」。

「『排除ではなく包括』という言葉が心に残っています。社会復帰をしっかりとできないと又繰り返し犯罪が起きてしまうので、社会復帰をしやすくする必要があると思いました」。

「模擬裁判ではみんなで弁護士や検察官などの役を演じて裁判を進めていき、興味深かったです。証拠を少しずつ集めて真実を導き出そうとすることが心に残りました」。

（以上は、模擬裁判に参加した生徒さんの感想文から引用しました）

「保護処分と刑罰のどちらを科すことが妥当かについて、高校生の皆さんと一緒に考えました。その結果、精神的な未熟さが犯罪の背景にあり、保護処分が適切、すなわち子どもとして裁くべきという意見と、反省がみられず、法廷での態度もよくなかったとして刑罰を科すべき、すなわち大人として裁くべき、の2つの意見に分かれました。直ちに一つの結論に至ることは難しかったですが、様々な立場から意見を聞き、結論を得ることが大切だと感じました」。（法学部3回生四方宏樹 興津奈々）。